

# 「担い手農業者への支援に関する連携協働協定」について

平成30年7月13日(金)、公益財団法人やまがた農業支援センター(山形県農地中間管理機構)と一般社団法人山形県農業会議(山形県農業委員会ネットワーク機構)、山形県農業協同組合中央会は、農林水産省東北農政局長、山形県農林水産部長の立会のもと、今後より一層連携強化を図り、地域における話し合いをもとに策定された人・農地プランの内容を十分尊重し、農地中間管理事業を基本とした農用地の集約化を推進するとともに、地域農業を牽引する担い手の農業経営発展や、地域で培った技術や農地等の経営基盤を次代の担い手に継承する対策など、地域農業が抱える多様な経営課題に対して、三者それぞれの専門分野や得意分野を活かしながら協働して取り組んでいく「担い手農業者への支援に関する連携協働協定」を締結しました。

## 担い手農業者への支援に関する連携協働協定

公益財団法人やまがた農業支援センター(以下「やまがた農業支援センター」という。)、一般社団法人山形県農業会議(以下「山形県農業会議」という。))及び山形県農業協同組合中央会(以下「JA山形中央会」という。))は、農用地利用の効率化・高度化による生産性の向上をはじめとした、担い手の経営発展をとおして、地域農業の振興を図るため、次のとおり担い手農業者への支援に関する連携協働協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、地域農業の振興を図るため、地域農業が抱える多様な経営課題に対して、やまがた農業支援センター、山形県農業会議及びJA山形中央会がそれぞれの専門分野や得意分野を活かしながら協働して取り組むことを目的とする。

### (取組事項)

第2条 やまがた農業支援センター、山形県農業会議及びJA山形中央会は、前条の目的を達成するため、次の事項について、相互に連携し協働するものとする。

- (1) 農地中間管理事業を基本とした農用地の集約化を推進すること。
- (2) 担い手の経営発展に資する、農用地利用の効率化・高度化、農業経営の法人化、経営改善などに対する経営相談や、円滑な経営継承など多様な経営課題に対して専門家の派遣等により支援を行うこと。
- (3) 人・農地プランをはじめとする地域農業の振興に関する地域の話し合いに積極的に参加すること。
- (4) 定期的な情報提供及び意見交換を行うこと。
- (5) その他、目的の達成に必要な事項

### (有効期間)

第3条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は1年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の3か月前までにやまがた農業支援センター、山形県農業会議、JA山形中央会から別段の意思表示がないときは、さらに1年間継続するものとし、以後同様とする。

### (協議)

第4条 本協定に定める事項について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項については、必要に応じて、やまがた農業支援センター、山形県農業会議、JA山形中央会が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書5通を作成し、やまがた農業支援センター、山形県農業会議、JA山形中央会及び立会人がそれぞれ署名の上、各自1通を所持する。

平成30年7月13日

公益財団法人やまがた農業支援センター  
(山形県農地中間管理機構)  
理事長

若松 正俊

一般社団法人山形県農業会議  
(山形県農業委員会ネットワーク機構)  
会長

五十嵐 直太郎

山形県農業協同組合中央会  
会長

長澤 豊

立会人  
農林水産省  
東北農政局長

木内 岳志

立会人  
山形県  
農林水産部長

駒林 雅彦



締結式の様子



左から、駒林部長、長澤会長、若松理事長  
五十嵐会長、木内局長